

# 神戸国際大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 神戸国際大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、神戸国際大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、「聖公会キリスト教の精神に基づき、全人格的人間形成を目指すとともに教育基本法及び学校教育法に従い、経済学とリハビリテーション学の理論並びに実践について研究教授する」と明確に定められており、個性・特色は少人数による実践型教育として明示されている。また、大学の使命・目的及び教育目的は経済学部、リハビリテーション学部から成る教育研究組織との整合性が保たれており、さまざまな機会に多様な方法で学内外に周知されている。

#### 「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは建学の精神、教育理念に基づいて定められ、大学が求める学生像に合わせた入学試験が適切な体制のもとに実施されている。教育課程はカリキュラムポリシーに基づいて体系的に編成され、各授業科目群の特徴に合わせた教授方法が工夫・開発されているほか、学則で明確に定められた単位認定方法、進級及び卒業認定の基準は厳正に適用されている。また、「オリター制度」をはじめ教員と職員との協働による学修支援が実施され、キャリアセンターを中心とするキャリア支援体制も整備されている。教育目的の達成状況の把握・評価のために、授業評価アンケートや各種調査が定期的に行われ、その結果はFD(Faculty Development)委員会と大学教育センターが中心となって検討されている。加えて、学生生活安定のために、独自の奨学金制度や特待生制度が導入され、教学センターの保健センター担当・教務担当・国際交流担当、キャリアセンターなどと教職員との連携体制が築かれている。教育課程を編成し、教育目的を達成するための教員数は適切に確保・配置されており、設置基準を上回る校地、校舎等の施設により充実した学修環境が整備されている。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性は規則に基づいて適切に維持されており、事業計画の策定とPDCAサイクルの確立により大学の使命・目的の実現に向けた取組みが継続され、教育情報及び財務情報はホームページなどで適切に公表されている。理事会は規則に基づいて適切に運営され、大学の使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定が行われているほか、日常的な業務執行については常務理事会が設置され機能的な運営体制が整備されている。学長の職務と権限は学則において明確に規定され、副学長を置くほか、学部長会や部室長会の設置により学長の補佐体制が有効に機能している。また「大学企画運営会議」の設置によって法人と大学とのコミュニケーション及び意思決定の円滑化が図られており、監事、監査法

人、内部監査人の連携により各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスが機能している。事務組織は規則に基づき、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員配置が行われている。大学は平成 26(2014)年度から新たな中期財政計画に基づき、単年度についてはシーリングを堅持した財務運営に努めており、帰属収支差額、消費収支差額のいずれも改善している。会計処理は学校法人会計基準及び「学校法人八代学院経理規程」にのっとり適正に実施されており、会計監査についても三様監査のシステムが有効に機能している。

#### 「基準 4. 自己点検・評価」について

大学は「神戸国際大学自己点検・評価委員会規程」を制定し、自己点検・評価委員会を中心に評価基準を明確にした点検・評価を行っているほか、平成 27(2015)年度からは IR(Institutional Research)センターを設置するなど、自己点検・評価の体制が適切に整備されている。また、公開された情報をエビデンスとして利用することにより、透明性の高い自己点検・評価に努めており、自己点検・評価報告書や認証評価の結果及びそのエビデンスとなる各種情報を学内で共有するとともに、ホームページに掲載して社会に公表している。加えて、大学の使命・目的の遂行について具体的な改善策を講じるため、法人と教学との連携を密接にするとともに、自己点検・評価の PDCA サイクルを機能的に実行する仕組みが確立されている。

総じて、大学は「神を畏れ、人を恐れず、人に仕えよ」という建学の精神に基づいた教育課程により、経済学及びリハビリテーション学の領域において有為な人材が輩出しており、地元の神戸市に密着した大学として顕著な教育実績を挙げてきている。加えて「小さいながらもグローバルな大学」を目指すという明確な方針のもとに、留学生の派遣・受入れにも積極的に取り組んでおり、特色のある大学として更なる発展が期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.国際交流」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

大学の使命・目的は、「聖公会キリスト教の精神に基づき、全人格的人間形成を目指すとともに教育基本法及び学校教育法に従い、経済学とリハビリテーション学の理論並びに実践について研究教授する」として明確に定められている。また各学部の教育目的、人材育成の方針も学則やホームページ、大学案内「神戸国際大学 CAMPUS GUIDE 2016」などにおいて、簡潔な文章により具体的かつ明確に示されている。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

### 【理由】

大学の個性・特色は、少人数によるきめ細かい指導及び学生の体験を重視した実践型教育として明示されており、その学修成果として、「21 世紀の社会作りに貢献する人材」の育成を目指すことが掲げられている。また、大学の使命・目的及び教育目的は教育基本法及び学校教育法第 83 条に適合しており、大学を巡る諸情勢の変化に対応しながら、学部の増設や学科の設置、改組を行うなど順次整備されてきている。

### 【参考意見】

○経済学部の 2 学科については、各々の特質及び目的に違いがあるため、学則上にそれぞれの教育目的を規定することが望まれる。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

### 【理由】

大学の使命・目的及び教育目的は、「大学企画運営会議」及び教授会で審議した後に、理事会で決定されており、役員・教職員の理解と支持を得ている。その使命・目的及び教育目的は、経済学部、リハビリテーション学部から成る教育研究組織との整合性が保たれており、各学部の三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）にも反映されている。また、建学の精神と大学の基本理念については、

さまざまな機会に入学案内やホームページなどの多様な方法で学生や教職員に周知されているほか、学外に対しても大学案内やホームページなどで示されている。

## 基準 2. 学修と教授

### 【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

### 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 【理由】

アドミッションポリシーは、建学の精神、教育理念に基づき定められ、ホームページや入学募集要項で公表されている。また、オープンキャンパスや進学説明会で直接受験生や保護者に周知されている。アドミッションポリシーに基づいた入学試験を行っており、「入学試験作成者会議」の実施など適切な体制のもとに運用されている。

学生の受入れについて、年 11 回開催されるオープンキャンパスや高校訪問などにより積極的な周知活動が行われ、入学定員充足率は概ね適切な水準である。

### 2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 【理由】

「神を畏れ、人を恐れず、人に仕えよ」という建学の精神・教育目的に基づいた教育課程編成方針が明確に定められている。カリキュラムポリシーに基づき経済学部は、共通教育科目を「共通教育基本科目」「共通教育ユニット科目」の 2 種類に分類し、各学科の専門科目を「学科基礎科目」「基幹ユニット科目」「応用ユニット科目」の 3 種類に分類している。リハビリテーション学部は、「教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」の三つの科目群に分類するなど教育課程は体系的に編成されている。また、授業内容と実社会との関連性を明確にすることを目的に、外部ゲストを招いて授業を行うなど教授方法の工夫・開発に努めている。カリキュラムポリシーは、学生便覧及びホームページなどで明示・公表さ

れている。

**【参考意見】**

○履修登録単位数の上限設定について、現在リハビリテーション学部は科目数により設定されているが、経済学部同様に単位数による設定が望まれる。

**2-3 学修及び授業の支援**

**2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実**

**【評価結果】**

基準項目 2-3 を満たしている。

**【理由】**

学修支援及び授業支援に関しては、入学前教育、履修指導、保護者連携策を計画し教員と教学センター、キャリアセンターの職員が協力して、生活環境や学修環境の改善に努めている。また、「オリター制度」を導入し、学年を超えた学生間の交流を促し、学修や学生生活の充実に向けた取組みが行われている。なお、オフィスアワー制度は導入されているが、今後、更なる努力により、学生の利用を高めていくよう期待したい。

**2-4 単位認定、卒業・修了認定等**

**2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用**

**【評価結果】**

基準項目 2-4 を満たしている。

**【理由】**

単位認定方法は、全ての科目について授業計画とともにシラバス上に明記し学生に周知されている。

また、成績評価基準は学則で規定されており、厳正な適用がなされている。

各学部学科は、ディプロマポリシーに基づき、進級及び卒業に必要な単位を制定し学生便覧で明確な基準が示されている。

**2-5 キャリアガイダンス**

**2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備**

**【評価結果】**

基準項目 2-5 を満たしている。

**【理由】**

専門的な知識を持つ職員を配置したキャリアセンターを設置し、1年次よりキャリア形成に向けた教育を行うなど4年間を通して一貫したキャリア教育・支援の体制が整えられている。また、各種就職対策講座の実施に加え、個別形式の相談を行っている。

インターンシップ制度も導入されており、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導体制が整備されている。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 【理由】

教育目的の達成状況の把握・評価のために、授業評価アンケートや学修・生活状況調査、資格取得状況等の調査が定期的に行われている。授業評価の結果は、FD委員会と大学教育センターが中心となり検討が行われ、結果は教授会に報告されている。リハビリテーション学部では、授業評価に対する教員の回答が「学内ポータルサイト（キャンパスウェブ）」に掲載され学生にフィードバックされている。経済学部では、授業評価アンケートが平成26(2014)年度から学期末だけでなく学期中でも実施されている。

リハビリテーション学部では、理学療法士の国家試験対策として卒業生も含めた丁寧な補習等の学修支援体制がとられている。学生の授業外の学修時間の確保について、シラバスに記載はあるものの、経済学部での成果は十分といえないため今後期待したい。

## 2-7 学生サービス

### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

#### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

#### 【理由】

「神戸国際大学奨学金制度」や各種の特待生制度が用意されており、経済的支援の制度が整備されている。保健室と学生相談室の両機能を結合させた保健センターを設け、校医、相談医、臨床心理士、学校カウンセラー、看護師等の専門家を配置し、健康管理や修学支援を行う体制が整備されている。また、学生の健康面及び精神面の悩みに対する支援として、教学センターの保健センター担当・教務担当・国際交流担当、キャリアセンター、教職員との連携体制がとられている。

学生生活や教育のさまざまな機会ごとにアンケート調査が実施されるだけでなく、1年次から4年次までのゼミの中で担当教員との面談や、意見箱の設置、クラブ・サークルの

リーダーズ研修等、学生からの意見や要望をくみ上げる多様な仕組みが整えられている。また、学生からの要望は、学生イベントや学生利用の施設等の改善に反映されている。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

### 【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

### 【理由】

設置基準上必要とされる教員数は確保されており、教育課程を編成し教育目的を達成するための適切な配置がなされている。

教員の採用・昇任は、両学部専任教員人事の手続きに関する規則に基づき行われている。採用は、公募制や任期制がとられており、書類審査や面接・模擬授業を通して適切に決定されている。各教員の資質・能力向上については、年間の教育・研究・社会的活動の報告を求めて評価されている。また、FD 活動は、大学教育センターの「運営委員会」の企画立案に基づき両学部合同開催や単独開催という形で実施されている。

教養教育については「全学教務委員会」で検討されている。

### 【参考意見】

○教養教育に関しては、「全学教務委員会」で検討されているが、より効果的な全学実施体制を整備することが望まれる。

## 2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

### 【理由】

校地、講義・演習室、情報関連の設備及び学生が利用する運動施設等は、設置基準を上回る水準のものが用意され、充実した学修環境が整備されている。これら施設の運営・管理も学校法人と連携をとりながら適切に行われている。図書館も蔵書数だけでなく、定期刊行物や視聴覚教材も豊富にそろえられている。食堂においても学生の要望が反映されており、留学生に対応したメニューを用意するなど工夫も凝らされている。

クラスサイズでは、少人数教育が目指されているが、一部の授業では多人数クラスの授

業があり、授業目的に応じた対応を期待したい。

### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### 【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

#### 【理由】

経営の規律と誠実性の維持の表明は、学校法人の管理運営、コンプライアンス及び内部監査等に係る諸規則に基づき適切に行われている。

使命・目的の実現に向けた取組みは、毎年度、中期計画を踏まえた事業計画を策定し、その結果を事業報告書として取りまとめることで PDCA サイクルを確立し、改善向上のための継続的努力を行っている。

大学の設置、運営は、学校教育法、私立学校法及び設置基準をはじめとする関係法令を遵守し、適切に対応している。

環境保全、人権及び安全に関しては、立地地域又は大学の環境を考慮しつつ、必要な措置を講じ、諸規則を整備するなど十分に配慮している。

教育情報及び財務情報は、ホームページ等により適切に公表している。

#### 3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### 【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

#### 【理由】

理事会は、定例理事会が年 2 回、臨時理事会が適時開催され、「学校法人八代学院寄附行為」「学校法人八代学院寄附行為施行細則」及び「学校法人八代学院理事会運営規程」に基づき適切に運営され、使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定が行われている。

また、理事会のほか常務理事会が設置され、原則として毎月開催されている。常務理事会では、寄附行為に基づき理事会の決議事項を除く権限事項の専決や、日常的な業務を執行するなど、常務理事会との相乗効果で機能的に運営できる体制が整備されている。

理事会及び常務理事会ともに理事の出席状況も良好で有効に機能している。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

#### 【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

#### 【理由】

学長の職務と権限は学則に明確に規定され、学長が校務全般に関する最終決定権を有していることが適切に担保されている。また、学長が業務執行において適切なリーダーシップを発揮できるよう副学長を置くほか、学部長会や部室長会を設置するなど、学長の補佐体制が整備され有効に機能している。

教授会は全学と各学部それぞれ置かれ、また、教授会の下部組織として教学に関する各種専門委員会が設けられるなど、大学の意思決定と業務執行における役割機能が明確になっている。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

#### 【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

#### 【理由】

法人と大学の意思疎通と連携は、理事長、学院長、学長、副学長、学部長及び事務局長などで構成する「大学企画運営会議」により図られており、コミュニケーションによる円滑な意思決定が行われている。また、学部長会及び部室長会により、各部門間のコミュニケーションによる業務執行の円滑化も図られている。

ガバナンスに関しては、監事が理事会及び評議員会に出席するほか、監事会を開催し、監査法人や内部監査人とも連携を図り、必要に応じて法人又は大学の関係当事者から説明を聴取するなど、各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスが機能している。

「大学企画運営会議」や各種専門委員会では、各学部の教員のほか、事務職員が委員又は同席者として出席し意見を述べることができる仕組みを整えており、リーダーシップと

ポトムアップのバランスのとれた運営が行われている。

### 3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

#### 【理由】

事務組織は、「学校法人八代学院事務組織規程」及び「学校法人八代学院事務組織における職務権限規程」に基づき、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制と職員配置が行われており、業務の効率・効果的な執行体制が確保されている。また、中期計画を踏まえた事業計画の策定と、その評価において業務執行の管理が実施され、業務分掌及び職務権限が適切に機能している。

職員の資質・能力向上に関して独自の研修のほか、日本私立学校振興・共済事業団や私学研修福祉会などの外部団体等が行う研修会に積極的に派遣している。

### 3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

#### 【理由】

大学は平成 21(2009)年を改革元年として中期のシーリングを定め、平成 26(2014)年度からは新たな中期財政計画をスタートさせ、単年度についてはシーリングを堅持した財務運営に努めている。また、法人全体についても同様に、帰属収入で消費支出を賄うことを方針として予算編成や財務運営に当たっている。

大学の帰属収支差額は平成 22(2010)年度以降プラスに推移し、平成 26(2014)年度決算においては、消費収支差額も収入超過となっている。法人全体の財務状態は、帰属収支の改善を受け、各比率等も緩やかに改善している。

安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に向けて、今後も更なる努力に期待したい。

### 3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施

### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

#### 【理由】

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人八代学院経理規程」にのっとり適正に実施されている。

会計監査については、監査法人による会計監査を実施し、監査報告書を得ている。また、監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び「学校法人八代学院寄附行為」第 17 条に基づき監査報告書を理事会及び評議員会に提出し承認を得ているほか、監事、公認会計士及び内部監査人で構成する監事会を開催するなど、会計監査に加え業務監査も行い、三様監査のシステムが有効に機能するよう努めている。

### 基準 4. 自己点検・評価

#### 【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

#### 【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

#### 【理由】

「神戸国際大学自己点検・評価委員会規程」を制定し、自己点検・評価委員会を中心に、評価基準を明確にした点検・評価を行っており、体制が整備されている。また、平成 27(2015)年度から IR センターが設置され、大学の教育及び学生支援に関する諸データの統合的分析と情報提供・助言等を行う体制が整備された。自己点検・評価の実施時期は、中期計画とリンクしながら 4 年に 1 度のサイクルで実施することとしている。

#### 【参考意見】

- 自主的・自律的な自己点検・評価の適切な周期を確保した上で、その結果を大学運営に反映できるよう取り組むことが望まれる。

#### 4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

**【評価結果】**

基準項目 4-2 を満たしている。

**【理由】**

ホームページ等で公開された「公表情報」と主要会議の意思決定のプロセスを議事録として残すなど、透明性の高い自己点検・評価に努めている。

学生による授業アンケート結果や学修・生活状況に関する調査結果などはデータとして蓄積され、IRセンターで分析し有効な情報提供や助言を行っている。

自己点検・評価報告書や認証評価の結果及びそのエビデンスとなる各種情報は、学内で共有されるとともにホームページに掲載し社会に公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

**【評価結果】**

基準項目 4-3 を満たしている。

**【理由】**

大学の使命・目的の遂行についての具体的な改善策を講じていくため、「大学企画運営会議」の設置によって法人と教学が密接に連携できるようになった。また平成 27(2015)年度から学長をトップとするシステムを構築することにより、教職協働体制による大学運営の連携組織が整備され、自己点検・評価の PDCA サイクルを機能的に実行する仕組みが確立されている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 国際交流

A-1 グローバル化への対応

A-1-① 留学の促進と留学制度の構築

A-1-② 海外の提携校との交流

A-1-③ 留学生受け入れ体制

A-1-④ 留学生に対するサポート体制

**【概評】**

「国際社会に通用する人材育成を目的とする」と学校法人の目的にもあるように、国際交流に力が入れられており、その一つとして、多種の「海外研修」や「海外語学研修」「異

文化研修」といった授業でオーストラリアや英国等の大学に派遣する制度が用意されている。海外への派遣に関しては費用の一部補助や、英語力を高めるプログラムでの点数アップとともに受講料を返還するという支援策もとられている。ただし、費用が掛かるなどの理由から履修者の減少が見られており、履修者を増やす工夫が望まれる。

留学生も増えており、中国、台湾、ベトナム等 7 か国、350 人の留学生が在籍している。また、日本への留学生を対象に「国際別科」を設け、日本語や日本文化を教えることで経済学部への入学を支援している。留学生の教学支援のために、教学センターとして、国際交流担当と、教務担当、厚生補導担当が連携して支援する体制がとられている。海外の複数の大学と学術交流協定が結ばれているが、共同研究や教員の交流の促進が望まれる。

留学生に対する授業支援として、初年次の基礎科目では留学生専用クラスが設けられている。ベトナムからの留学生に対してはベトナム人の SA(Student Assistant)をつけて支援することも始まっている。就学支援として、ほとんどの留学生が授業料を減免されており、成績が維持される限りこの減免は継続されている。日本人学生と留学生の交流も複数の行事を通じて行われており、相互理解の促進が図られている。

